



高松市告示第 370 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定により、第 21 回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1 回目は無料、2 回目から徴収、政談演説会については 1 回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 18 日

高松市長 大西 秀人

1 会場設備の程度

項目 施設名	会場名	会場面積	照明			ステージ		聴衆席		標識	
			会場	ロビー	便所	演台	湯香水差	椅子	収容人員	会場	便所
高松市ふれあい福祉センター勝賀	大会議室	(㎡) 213.5	有	有	有	有	無	(脚) 200	(人) 200	1	1

2 会場を使用する場合に納付すべき費用

(1) 大会議室使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用時間	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
使用料	2,650 円	3,040 円	3,640 円	5,780 円	6,500 円	9,390 円

※冷暖房装置使用料は、上記大会議室使用料に含んでいます。

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 市外居住者が使用するときの使用料は、この表に規定する額の 1.3 倍の額とする。
- 3 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するときには、超過時間又は繰上時間 1 時間につき、別に全日の使用料の 10 分の 1 の額を徴収する。この場合、30 分を超える端数については、1 時間とみなす。
- 4 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。

(2) 音響装置使用料

品 名	単 位	使 用 料
拡声装置（マイク 2 本付き）	1 式	1,320 円

備考 この表の使用料の額は、大会議室の使用時間の 1 区分当たりの額とする。